

2020年度 中央大学経済援助給付奨学金(COVID-19 家計急変)

<前期募集>募集要項

1. 本奨学金の目的

本学に在学する学部学生で、修学の意欲があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により家計収入が著しく減少または無くなったことにより、修学が極めて困難で、かつ学力・人物が優秀な者を支援することを目的とする。

2. 申請資格

上記に該当し、次の①～⑤の条件をすべて満たす方が対象となります。

①本学に在籍する学部生[2年次以上](通信教育課程を除く)。

※現在休学中の方は、復学後に申請資格を満たす場合に申請することができます。

②家計急変事由発生が、申請日より1年以内である者。

③2020年4月開始の「国の高等教育修学支援新制度(家計急変含む)」を受給していない者。

④家計急変後の家計収入(父母の合算金額)が次のいずれかの基準を満たすことが見込まれる者。

1) 給与・年金収入の合計金額が700万円以下(税込金額)

2) 合計所得金額が346万円以下

⑤次の成績基準を満たす者。

学修意欲があり、前年度までに標準取得単位数を修得済である者(*)

GPAポイントは問わない。

(*) 標準修得単位数=卒業必要単位数÷4年×2019年度の学年

履修制限(卒業制限)・スクリーニング制度により2020年度に進級できなかった者は対象外です。

【注意事項】

- ・日本国籍を有していない方は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」(日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「様式1」にその旨を記入してください)である場合に限って出願できます。
- ・中央大学予約奨学金および中央大学経済援助給付奨学金(所得条件型等)との併給はできません。その他の奨学金に関する併給については、担当窓口までお問合せください。
- ・2020年度に本学の学費減免措置を受けている場合は、受給することはできません。
- ・修学延長生は、上記「⑤成績基準」について、担当窓口までお問合せください。
- ・同一事由発生時に在学中1回限りの給付となります。

3. 給付金額

法・経済・商・文学部生	154,000円
総合政策学部生	193,000円
国際経営学部生	176,000円
国際情報学部生	190,000円
理工学部生	220,000円

4. 給付日（予定）

2020年7月30日（木）

5. 申請方法等

(1) 申請方法

次項「6. 申請書類」記載の書類を全て揃えて、記録が残る方法（レターパックライト、簡易書留等）で郵送してください。

(2) 申請期間

2020年6月19日（金）～2020年6月30日（火）【消印有効】

(3) 受付窓口

【法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部生】

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 学生部事務室奨学課


【理工学部生】

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 学生部事務室都心学生生活課

【国際情報学部生】

〒162-8478 東京都新宿区市谷田町 1-18 学生部事務室都心学生生活課（市ヶ谷田町担当）

6. 申請書類

	必要書類	注意事項
①	2020年度前期「中央大学経済援助給付奨学金（COVID-19家計急変）」申請書（様式1） ※A4サイズで出力	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格が「定住者」の方は、日本に永住する意思があることを記入すること。 ・申請に間違いがないことを本人および大学に届け出の保証人（父母のどちらか）が自署・押印により誓約すること。
②	新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の証明書（コピー可）	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援の例「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「緊急小口資金」等。 ・この他の例については、日本学生支援機構のWebサイト「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」のページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html 内にある「公的支援の例」を参照してください。 ※提出が出来ない場合は、下記⑨「公的支援の証明書を提出できない場合の申告書（様式5）」を提出してください。 
③	「申請者本人の住民票（原本）」 または「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場発行のものであること（いずれも発行後3カ月以内のもの）。 ・日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を提出のこと。 ・世帯全員分の住民票を取得した場合は、全ページ提出すること。 ・下記⑩に該当する方のうち、(5) 戸籍謄本を提出する場合は、必ず「申請者本人を含む世帯全員の住民票（原本）」を提出すること。 ・広域交付住民票は不可。 ・マイナンバーの記載がないもの。

④	給付を必要とする家計急変の事実を証明する書類（コピー可）	・減収前の給与明細・帳簿等 1 ヶ月分と、減収後の給与明細・帳簿等 1 ヶ月分の合計 2 ヶ月分
⑤	<u>父母両方</u> の 2020 年度所得証明書（課税・非課税証明書）（原本） ※2019 年分の収入・所得が記載されているもの	・市区町村役場発行のものであること（発行後 3 ヶ月以内）。 ・所得証明書の名称・書式・発行時期は、各地方自治体によって異なる（ex. 市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税（非課税）証明書）。 ・収入、所得の種類（内訳）と金額が明記されていること。 ・無収入の場合は、合計所得金額が「0 円」と記載されていること（「*」や「-」「空白」等は不可）。 ※ひとり親家庭の場合は、下記⑩も併せて確認すること。
⑥	年収見込計算書（様式 2） ※A4 サイズで出力	・署名、押印が必要。
⑦	口座振込依頼書（様式 3） ※A4 サイズで出力	・申請者本人名義の振込口座を指定すること。
⑧	誓約書（様式 4） ※A4 サイズで出力	・誓約文を熟読後、本人および大学に届け出ている保証人（父母のどちらか）の自署・押印により誓約すること。
⑨	公的支援の証明書を提出できない場合の申告書（様式 5）	・該当者のみ提出。
⑩	その他（コピー可）	・ひとり親家庭で、所得証明書の「 <u>寡婦・寡夫</u> 」「 <u>特別寡婦</u> 」欄に「*」印や控除金額が記載されていない場合は、次の（1）～（5）のいずれか一点を提出のこと。 （1）源泉徴収票（寡婦・寡夫欄に「*」印が記載されているもの） （2）ひとり親家庭等医療費受給資格者証 （3）福祉医療費受給資格者証 （4）児童扶養手当の支給証明書 （5）戸籍謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの） ※（2）、（3）、（4）については、有効期間又は有効期限内のもの。 ※（5） <u>戸籍謄本を提出する場合は、住民票の種類に注意すること（本表③を参照）。</u>

注)申請書類や申請書記載内容等について電話で確認する場合や、追加書類の提出をお願いすることがあります。

7. 選考方法

書類審査のみ

※採用枠には限りがあるため、出願者が多い場合には、出願資格を満たしていても不採用となる場合があります。従って、選考結果発表は必ず確認するようにしてください。

8. 採否結果

2020年7月22日（水）10:00～

発表場所：C plus → Information on Student Life and Career

9. その他

- ・申請書類（証明書等）は、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。
- ・本奨学生としての期間（本奨学金採用後、在籍期間全て）を通して休学・退学した場合、または申請内容に虚偽が判明した場合は、給付金の返還を求めます。

10. 問い合わせ先

下記お問い合わせフォームよりご連絡ください。

※順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

◇法・経済・商・文・総合政策・国際経営学部生
学生部事務室奨学課

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48>



◇理工学部生
学生部事務室都心学生生活課

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44>



◇国際情報学部生
学生部事務室都心学生生活課（市ヶ谷田町担当）

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138>



以上

本奨学金は、「新型コロナウイルス等の影響による経済困窮学生への奨学金支援募金」への賛同者の方々からの寄付金を原資の一部としております。